

醍醐寺薬師三尊像と平安前期の造寺組織（中）

Ⅲ 井舞

二、平安前期の造寺組織（承前）

第二節 醍醐寺の造営

(1) 醍醐寺の造営組織

(a) 『新儀式』卷第五、造御願寺事

(b) 下醍醐の造営組織

(c) 醍醐寺造営の具体相

(d) 御願寺造営における後院の役割——五重塔の造営を通じて——

(2) 醍醐寺の特質
(以下、次号以降掲載)

第二節 醍醐寺の造営

前節においては、会理が仏師として朝廷の指示のもと、造営事業に従事する姿を示した⁽¹⁾。本節では下醍醐の造営を検討対象とし、会理のような仏師や技術者らが、いかに造営事業に組み込まれたのかという人員配置をはじめ、命令系統や財源供出など、造寺体制の具体像を描き出したいと思う。

ここで明らかにしようとする下醍醐寺の造寺体制は、当時、御願寺造営がいかに朝廷主導のもとに行われたかを示す具体例であり、上醍醐を含め、当

時の御願寺の造寺体制一般を考える手がかりとなる。

まずははじめに、先学の諸研究によりながら、五重塔が供養された天暦六年（九五二）を目処に、下醍醐堂塔の伽藍配置について概観しておこう。

醍醐寺が定額寺となり、上醍醐の堂宇が一応の完成をみたのは、延喜十三年（九一三）であったが、その後同十九年四月五日になると、醍醐寺下宿院造作所の存在が知られ、この頃には既に下醍醐伽藍の造営が行わっていた可能性が高い。延長四年（九二六）には釈迦堂が供養され、この釈迦堂を中心として、南北一直線上に中門・南大門が建ち並ぶことになる。中門の左右からは釈迦堂左右両端を結ぶ回廊が設けられ、その回廊内には経蔵と鐘楼が左右に配される。これらの堂宇は、醍醐天皇の一周年忌の法会が行われた承平元年（九三二）には完成されていたことが知られる。⁽³⁾

その後も伽藍造営は続けられ、承平元年には中門と南大門との間に配された五重塔の建立が始められ、それから実に二十年以上を経た天暦六年に供養されている。またその北側には、天慶元年（九三八）に朱雀天皇が発願した法華三昧堂が、少なくとも天慶五年頃までに完成されている。その他、天慶年中（九三八—九四六）には、醍醐寺座主定助が建立し、後に公家に附属して御願寺となる東院も建立された。⁽⁴⁾

このように醍醐寺は、延喜七年（九〇七）以降継続して、造仏や造堂が進められたが、その造営体制はいかなるものであつたろうか。ここで最初に確認しておきたいのは、村上天皇の時代（九四八—九六六）、十世紀半ば頃の編纂になる儀式次第書、『新儀式』⁽⁵⁾の第五、造御願寺事である。そこでは、御願寺の規定や造営組織について、実例を挙げながら述べられている。醍醐寺についても言及されており、当時の御願寺やその造営組織を考える上で基本的な史料である。以下で、詳しく見てみることにしよう。

(1) 醍醐寺の造営組織

(a) 『新儀式』第五、造御願寺事

『新儀式』第五、造御願寺事については、大江篤氏が詳細に検討されているが、平安前期の御願寺造営に関する基礎的な知見を整理するために、ここであらためて全文を掲げ、内容を確認しておきたい。

史料1 『新儀式』第五、造御願寺事

造御願寺一事。付、太上皇、皇后御願寺、并僧
真觀寺等。

或只有俗官無僧司法性寺、大日院等是也。

不經所司、後院奉レ仰、勤仕造作之事。雲林院御堂、又太上皇、皇后、宝塔等是也。

并僧綱、公卿、或以私寺奉レ付属公家、為定額寺。天安寺、禪林寺、円覺寺、圓成寺、補多

樂寺等是也。造畢之後、或修法会、或必不被修。但依奏請、御願寺依寺司奏請。自余本願人奏。

有置定額僧并年分度者等。又以近国正税、充分燈油仏聖供等。上皇、僧俗付國家寺等。亦皆准之。

この記事によれば、御願寺の成立には、大別して次の二つのケースがある。(i) 天皇の在位中に、天皇が発願して寺院を新たに建立する場合。延暦寺の定心院・四天院・延命院・大日院、貞觀寺、元慶寺、仁和寺、醍醐寺、法性寺、雲林院が例に挙げられる。(ii) 上皇・皇后・僧綱・公卿が建立した寺院、あるいは私寺を公家に付属し定額寺とする場合。天安寺、禪林寺、圓覺寺、圓成寺、補多樂寺が例に挙げられる。

既に述べたように、醍醐寺は聖宝が貞觀末年（八七六）頃に創建し、その後、延喜七年に醍醐天皇の発願により御願寺として堂宇の造営が始まられたものであった。先に述べた(i)の事例中に醍醐寺の名が認められることから、当時においても、やはり醍醐寺が御願寺であるとの認識があつたことは疑いがない。

また、御願寺の造営体制は、(i) 僧侶および俗人の官人からなる僧司および俗司が設置される場合、(ii) 俗人の官人からなる俗司のみが設置される場合、(iii) 僧司や俗司を設けず、天皇の勅により後院が造営を担当する場合、の三つに分類されている。また、(i) の事例として貞觀寺が、(ii) の事例として法性寺、延暦寺大日院が、(iii) の事例として雲林院御堂・宝塔が挙げられている。

ところでこの造御願寺事には、造営機関として俗司や僧司の他に、後院が挙げられている。後院は天皇の家産機構であり、太上天皇の院に準ずる形で九世紀には成立していたもので、内裏に対する仮の御所であり、また殿舎や所領などの天皇の財産を管理するという、財産管理機能を持つものであることが指摘されている⁽⁷⁾。

では実際のところ、醍醐天皇の発願にかかる醍醐寺の造営体制は、いかなるものであつたろうか。官営の組織が醍醐寺伽藍の造営を行つた可能性につ

いては、これまでも指摘されている⁽⁸⁾。しかし、その組織の実態については漠然とした理解にとどまっているかに見え、構成人員ほか具体的な組織のありようなど、明らかにされていないことが多い。以下ではまず造営組織の構成員に注目し、組織の実態について考察を進めていくことにしたい。

(b) 下醍醐の造営組織

宣旨とは、上級者の命を、それを受命した下級者が書き写した書類である。⁽⁹⁾『醍醐寺要書』には、醍醐寺の造営や運営に関連する宣旨が多数収載されており、その命令伝達経路を含めてこれらの宣旨の内容を理解することにより、造営事業のありようの一端を具体的に知ることが可能になる。次に引用する史料2は、先にも少し触れたように、延喜十九年には下醍醐伽藍の造営が行われていたことを示唆する史料として、従来注目されてきたものである。

史料2 『醍醐寺要書』②「被置大工宣旨」

被^二別当左近衛權中將藤原朝臣 仰^一云、醍醐寺下宿院造作所工矢田部良基、如^三寺家申請、永為^一彼所大工^二。但成功之後、計^三量其程^一、得^レ預^二一分之官^一者。

延喜十九年四月五日

藏人野中_{在判}奉

奉行
權大僧都觀賢

史料2は、「醍醐寺下宿院造作所に奉仕している工の矢田部良基を大工とし、事業が完了した後には、その功に応じて、一分に相当する官職に与からせよ」という別当左近衛權中將藤原兼輔の仰せを、藏人野中某がうけたまわ

り、それを藏人野中某自身が記したものである。なお、この宣旨の奥には、「奉行／權大僧都觀賢」と追記されており、この命令を実行した寺家側の責任者が、座主觀賢であつたことが知られる。

既に梅澤亜希子氏が指摘されているように、この「醍醐寺下宿院造作所」における技術者の人員構成は、令制官司の木工寮や修理職のそれと同様に、統轄責任者たる大工を筆頭に、その下に少工・長上工・番上工を置くものであつたと見られる。⁽¹⁰⁾この宣旨で、工の矢田部良基は、事業が完了すれば一分に相当する官職に任命されることとなつており、朝廷が「醍醐寺下宿院造作所」に派遣した人物であつたと考えられる。すなわち、この造作所は、東大寺の造寺所のような寺家設置の寺院内工房ではなく、朝廷が臨時に設けた組織であつたと考えられる。したがつて同所は、朝廷が臨時に設けた組織と見なすのが穩當であろう。

このように下醍醐の伽藍造営にあたつて、朝廷が臨時の造営組織を設置したことは、次に掲げる『類聚符宣抄』第十、可賜上日人々、候御願所人に見える史料からも窺われる。周知のものであるが、以下に全文を引用する。

史料3 『類聚符宣抄』第十、可賜上日人々、候御願所人

A 奉造醍醐寺 御仏行事所

上召使檜前貞則 上日六十一

右、自^三去七月十五日^一至^三九月十七日^一、奉造御仏所奉^二仕漆工^一之間、上日如^レ件。

承平元年九月廿五日

修理大進林康恒
主殿頭藤原朝臣良柯

同年十二月七日

大外記朝原二行_奉

史料3のAは、承平元年（九三二）九月二十五日に、「奉造醍醐寺御仏行事所」が、上召使である檜前貞則が同所に漆工として勤務した日数（上日）を、彼の所属する太政官に報告した文書である。その奥にある追記のBは、勤務日数を認可した旨を中納言藤原恒佐が宣し、外記朝原三行がうけたまわって書き加えたものである。すなわち、貞則の本務先である太政官が、報告された勤務日数を認めているのである。⁽¹²⁾

Aの署名から、この行事所の責任者は、「修理大進」すなわち修理職の判官林康恒と、「主殿頭」すなわち主殿寮の長官藤原良柯であり、各々の本務先である修理職、主殿寮から「奉造醍醐寺御仏行事所」に出向していることが知られる。修理職の修理大進や主殿寮の主殿頭が責任者であることから、その配下には、修理職や主殿寮などさまざまな官司に所属する工人が存在したであろうことが推測される。つまり「奉造醍醐寺御仏行事所」は、修理職の林康恒と主殿寮の藤原良柯を責任者として、その下に太政官、修理職、主殿寮ほかの諸司に所属する技術者が派遣されていたと考えられるのである。

さらに、この史料に先立つ承平元年五月二十日に行われた太政官の官奏では、「木工寮に醍醐寺を作らせよ」という決定が下されている。⁽¹³⁾したがって、木工寮が醍醐寺造営に参加していたことは疑いなく、またこのことから、太政官が下醍醐造営の体制作りを主導していたことが知られるのである。

以上、令制官司から官人や技術者が派遣されていた「下宿院造作所」や「奉造醍醐寺御仏行事所」は、やはり朝廷が設置した造営組織であることが疑いないところであろう。

ところで、この史料3に見られる檜前貞則は、既に論じたように、『類聚符宣抄』第十に所載されるこれとは別の宣旨から、延喜十七年の東大寺火災に伴う復興造営に際し、造東大寺講堂使の下に置かれた「東大寺造仏所」に派遣されていた。この時の体制は、四等官からなる造東大寺講堂使と、造東大寺講堂検校以下の寺家の代表が責任者となり、その配下に各官司から派遣された技術者集団が置かれるという、臨時のプロジェクトチームと言うべきものであった。⁽¹⁴⁾

この下醍醐の造営では、造東大寺講堂使のような四等官からなる機関が置かれたかどうかは、史料の制約もあり判然としない。あるいは、朝廷の設置した「下宿院造作所」や「奉造醍醐寺御仏行事所」が「俗司」に相当するかも思われるが、いずれにせよ、朝廷が主体となつて造営機関を設置したことは疑いないとしてよい。

さらに朝廷は、醍醐寺内の僧をも造営責任者としていた。まず、『醍醐寺要書』①「定額寺宣旨」から、延喜九年の聖宝没後、觀賢が勅をうけたまわって仏堂の造作にあつたことが知られる。少なくとも延喜二十五年（九二五）の觀賢没後には、同一十二年に醍醐寺上座となつた延賀が、造営事業における寺家側の責任者であつた。これは『季部王記』承平元年六月九日条に見られる「醍醐天皇の勅をうけたまわり、醍醐寺の伽藍配置図を作成した」という延賀自らの発言に明らかである。彼らはいずれも、朝廷により任命された寺家側の造営責任者であつたと見なされ、これが『新儀式』の言うところの「僧司」に相当するかと思われる。

以上を総合するならば、醍醐寺伽藍の造営には、東大寺講堂の復興造営と同様に、朝廷が臨時のプロジェクトチームを組織したと見なせよう。すなわち、「俗司」および「僧司」がともに造営にあつたことが理解され、これは先に見た『新儀式』卷第五、造御願寺之事に規定される造営体制の三つの

区分のうち、(i)「僧俗司相共勤仕其事」に相当すると考えられる。

以上、醍醐寺造営体制の概略を見てきたが、造営責任者の任命一つをとつてみても、やはりそこには、発願者である醍醐天皇の意向が反映されており、造営事業における発願者の存在を軽視することはできない。さらに、このことを確認するため、「醍醐寺要書」所載の宣言を見てみることにしよう。

(c) 醍醐寺造営の具体相

以下に、『醍醐寺要書』所載の四つの宣言を引用する。

史料4 『醍醐寺要書』⑤「仏器有無問宣言」

被_一藏人右少弁源朝臣_二公忠_三仰_一偁、醍醐寺上下両御堂仏器有無由、宜_レ令_レ勘_レ申_一者。

延長七年六月九日

藏人幡部_{在判}奉

史料5 『醍醐寺要書』⑥「遣造作行事宣言」

別当右少弁源朝臣_一公忠_二仰_一云、以_二散位藤原有相_一、宜_レ令_レ行_一醍醐寺造作事_一

者。

延長七年六月廿四日

預散位藤原真茂奉

史料6 『醍醐寺要書』⑦「被増仏供米事」

被_一別当右少弁源朝臣_二公忠_三仰_一偁、依_レ官符_一、宜_レ從_一近江国_二進_中於醍醐寺
仏供料白米、可_レ収_一加升別_二合精代_一之由。宜_レ仰_一下於彼寺_一者。

延長七年八月廿五日

朱雀院藏人幡部_{在判}奉

行論の都合上、史料5、6、7、4の順に検討したい。

まず、史料5より、延長七年（九二九）当時、別当右少弁源公忠とその配

下の預藤原真茂との間で、醍醐寺造作に従事する者にかかる命令の伝達があつたことが知られる。この史料5のみでは、彼らがどの機関の「別当」「預」であつたかは判然としない。堂塔伽藍の造作という大規模な建設作業を行ひ得る官人が所属する官司といえば、木工寮や修理職がただちに想起さ

史料7 『醍醐寺要書』⑧「又遣造作行事」

右大史物部大与仰_一云、民部卿藤原朝臣清貫宣、奉_レ勅、宜_レ令_三少允小野清茂行_一造醍醐寺事_一者。

延長八年六月六日

少属壹志安貞奉

それぞれの史料の概略は、次のとおりである。

史料4 醍醐寺上下御堂の仏器の有無を確認して報告せよという命を、藏人右少弁源公忠が藏人幡部某に仰せ、それを幡部某が記したもの。

史料5 散位藤原有相に醍醐寺の造作を行わせよという命を、別当右少弁源公忠が預である散位藤原真茂に仰せ、それを真茂が記したもの。

史料6 太政官符により定められた、近江国から醍醐寺に納入されるべき仮供分の白米に関して、一升あたり一合の精代を加えることにした旨を醍醐寺に伝達せよという命を、朱雀院別当右少弁源公忠が朱雀院藏人幡部某に仰せ、それを幡部某が記したもの。

史料7 少允小野清茂に醍醐寺造営を行わせよという醍醐天皇の命を、醍醐寺俗別当藤原清貫_{（17）}が上卿としてうけたまわり、さらに清貫の宣をうけたまわった右大史物部大与が某寮の少属壹志安貞に仰せ、それを安貞が記したもの。

れるが、いずれにも預という役職は設けられていない。つまり、彼らが所属した機関は、このいざれでもないことになる。別当と預の両者が設置された機関には、たとえば作物所など内裏の所々が想起されるが、それらの職務内容を考慮すれば、これらの機関が建設作業を伴う醍醐寺の造作を率先したとは考えがたい。

そこでひとまず史料6に目を向けてみよう。史料6は、史料5にも登場した源公忠⁽¹⁹⁾が、朱雀院別当として朱雀院藏人幡部に命を下したものである。ここでいう朱雀院とは、当時、醍醐天皇が管理をしていた「後院」であつた。⁽²⁰⁾後院とは、『新儀式』卷第四、後院事によれば、内裏以外の居所である諸院の中から天皇が選定し、また職員として別当以下、預、藏人という院司の補任を行つて成立する機関である。⁽²¹⁾

さて史料6は、仏供米に関して近江国に下した奉勅太政官符『醍醐寺要書』⁽²²⁾に関連する細則を、後院があらためて醍醐寺に伝えたものであり、明記はないものの、その内容・伝達ルートから見て、醍醐天皇の命を伝えたものとしてよい。つまり史料6は、天皇の命が、太政官や、寺を管轄する治部省などの令制官司を経ず、天皇の家産機構である後院を通じて、直接醍醐寺に伝えられていることを示しているのである。

ここで史料5に立ち戻ってみよう。史料5では、「別当」公忠が、「預」真茂に命を仰せていた。公忠が後院である朱雀院の別当であつたこと、後院の職員に「預」のあることを併せ考えれば、史料5における「別当」・「預」も、後院の別当・預であつたと見てよいだろ。⁽²³⁾

また、ここで醍醐寺造営の担当者として名の挙がっている藤原有相は、承平二年段階で從五位下であつたことが知られ、仰せの主体である公忠もまた、延長七年当時、從五位下であつた。ほぼ同等の位階をもつ公忠が、独自の裁量で有相を醍醐寺造営に差し向けたとは考えにくい。御願寺である醍醐寺造営にかかる内容であることから見ても、公忠の仰せは醍醐天皇の命によるものであつたと見るのが穩當であろう。すなわち史料5は、「藤原有相を醍醐寺の造営に従事させよ」との醍醐天皇の意向を、後院の院司がうけたまわり、その手続きが行われたことを示しているのである。

このように見てくれば、先に取り上げた史料2でもまた、命令伝達が「別当」と「藏人」の間でなされていたことが想起される。史料6の例を併せ考えると、彼らも後院の別当・預であつたと見てよいであろう。⁽²⁴⁾

あらためてその内容を確認すると、その命令の一つは、醍醐寺下宿院造作所に奉仕している矢田部良基に対し、事業終了後に官職を与えよ、というものであつた。このような官職の任命にかかる命令が、後院の別当の判断で下されるはずがなく、やはり醍醐天皇の命であつたと考えられる。すなわちここでは、造営機関の職員配置に関する醍醐天皇の命令が、後院を通じて寺家に伝えられているのである。

これに対し史料7は、太政官が醍醐寺造営にかかる者の任命を行つたことを示すものである。ここに見えている「少允」「少属」とは、律令官司の寮クラスの判官（第三等官）・主典（第四等官）の呼称であり、少允小野清茂と少允壹志安貞はいずれかの寮に所属する官人であつた。清茂の任命が、太政官経由で行われたのも、彼がそうした律令官司に所属する官人であつたからと考えられる。

史料4では、源公忠が今度は「藏人」として、醍醐寺にかかる仰せを下している。これまでの例から見て、これを朱雀院の藏人と見ることもできそうであるが、後院の藏人は二分に相当する官職を持つ者が任命されることとなつており、⁽²⁵⁾当時從五位下の公忠が朱雀院藏人であつたとは考えにくい。む

しろ、この前年の延長六年に、公忠が内裏の藏人に補任されていることからして、この「藏人」とは内裏の藏人と考えられる。すなわち史料4は、内裏の藏人が、天皇の意向を受けて、醍醐寺の備品について調査させたものと言える。

このように史料4—7を検討することによって、醍醐寺の造営には、臨時に設置された「俗司」、「僧司」といった造営機関だけではなく、後院が大きく関わっていたことが知られるのである。

先述のように、『新儀式』卷第五、造御願寺事では、造営体制が、(i)僧俗の官人による僧司および俗司が設置される場合、(ii)俗人による俗司が設置される場合、(iii)僧司および俗司は設置されず、後院が造営を主導する場合、の三つに区分されていた。ただ、これまで見てきたところからすれば、この区分はあくまでも原則であつたと見るべきであろう。というのも、この醍醐寺造営の例に端的に表れているように、朝廷が設置する機関が造営を主導しながらも、それと同時に太政官機構の枠外に位置する後院が、造営に介入することもあり得たからである。

このように醍醐寺造営は、朝廷が設置した臨時の造営機関だけではなく、天皇の家産機関である後院が関与し行われたものであつた。これらの諸機関を通じて、発願者である醍醐天皇は自らの意向を造営事業に反映させていたのである。

これまで、御願寺造営の中で、後院の機能が本格的に論じられることは、ほとんどなかつたようだ。ただ、御願寺造営において、天皇に密着する後院の存在は、きわめて重要であつたと考えられる。本稿では、この後院と御願寺との関係をもう少し考えてみたい。そこで注目されるのが、醍醐寺五重塔の造営である。

後院は天皇個人により密着した機関であつたが、醍醐天皇の死後に、天皇の近親者たちが進めた五重塔の造営には、そのような後院の性格が如実にあらわれている。以下、五重塔の造営経過について見てみることにしよう。

(d) 御願寺造営における後院の役割——五重塔の造営を通じて——

五重塔造営の経緯については、すでに高田修氏がきわめて精緻に論じられている。⁽²⁶⁾ それにもかかわらず、本稿であらためて取り上げるのは、後院という新たな観点を取り入れることによって、造営組織について新たな知見を得られるのではないかと考えるからである。

五重塔の造営経過については『李部王記』の記事に詳しく、よく知られているものではあるが、記事を引用しながら順に見ていく。

①『李部王記』承平元年（九三一）十一月五日条

（前略）晚景詣^{〔代明親王〕}彼宮^{〔藤原清平〕}、主君陳云、醍醐寺堂宇既備、唯無^レ塔。密有^二興造之志、命^{〔令カ〕}延賀法師^{〔勘〕}支度^{〔ママ〕}、一非昨日、送^{〔藤原清平〕}普光寺塔支度^{〔太后〕}。

②『李部王記』同年十二月八日条

中務卿^{〔代明〕}親王使^{〔藤原清平〕}告^{〔太后〕}云、醍醐寺塔事令^{〔藤原〕}レ啓^{〔太后〕}、而師輔^{〔藤原〕}公事忿^{〔太后〕}不^{〔太后〕}自来^{〔太后〕}、使^{〔太后〕}左衛門尉成^{〔藤原〕}國報^{〔太后〕}云、太后令云、造塔甚^{〔太后〕}貴事也。被^{〔太后〕}行^{〔太后〕}甚可^レ宜者。如^レ此令者已被^レ許也。令可^{〔太后〕}仰^{〔太后〕}後院^{〔藤原〕}、慥^{〔太后〕}勘^{〔太后〕}申内給及諸庄地子等、仰^{〔太后〕}延賀法師^{〔藤原〕}、勘^{〔太后〕}申五重及一重塔支度^{〔太后〕}、隨^{〔太后〕}宜定行^{〔太后〕}。故相報道答^{〔太后〕}云、謹承^{〔太后〕}命旨^{〔太后〕}、如^レ命被^{〔太后〕}早定行^{〔太后〕}、尤可^レ宜也、

①の記事により、承平元年当時、醍醐天皇の皇子・皇女の中でも筆頭であつ

た代明親王が、塔が建立されていないことを歎いて重明親王に造塔の意思を伝えたこと、かつ寺家側の窓口となつていて延賀に塔造営の見積もりを作成させていること、すなわち実際に塔建立の計画を進めていたことが知られる。

一方、②の記事より、これまでも指摘されてきたところであるが、この五重塔の造営が、当初まさに後院を財源として計画されていたことが知られる。すなわち代明親王が皇太后穏子に造塔の意向を伝えたところ、穏子より造塔を実行するよう令旨が下され、これをまつて代明親王は後院に財源を確認するよう命じ、また延賀に五重および一重の二つの塔の計画見積もりを提出するよう命じてしているのである。

以上の流れより、当後院である朱雀院を最終的に統轄していたのは、醍醐天皇の親族のうち、家長的な存在である穏子であったことは明らかである。朱雀院の所領に対しても、朱雀天皇ばかりではなく醍醐天皇の妃であつた穏子やその子供たちに一定の権限が認められていたことが指摘されているが、そのうちの家長的な存在である穏子が統轄者となつて、醍醐天皇⁽²⁸⁾き後、朱雀院は天皇に近い者たちによつてゆるやかに管理されていたのである。

そうした中につつて、造塔の実務を担つたのが代明親王であった。たとえば彼は、後に引用する④承平六年三月十三日条に見られるように、右大臣藤原仲平が造塔の用材を施入することを申し出た際、心柱が未取得であるとの回答を行つたりしている。承平元年の時点において、醍醐天皇の子供たちのうち、天皇位を譲られた朱雀天皇が十歳の幼少であつたのに對し、代明親王は最年長者であつた。そのため彼が造塔を差配する役割を担つたものと推測される。このことは、代明親王の死去（承平七年三月二十九日没）により事業が支障を來した際、⑤承平七年八月三日条にあるように、延賀が、兄弟中で二番目の年長者であつた重明親王に事業の継続の判断を仰いでいることか

らも窺われる。

以上をまとめると、承平元年に計画が立ち上げられた五重塔の造営は、当初においては代明親王を責任者とし、財源的にも後院が主導する造営体制がとられたものと理解される。

ところが、代明親王の死後、結局、この造営計画は変更されたようである。その後の『李部王記』の記事を見てみよう。

③『李部王記』承平六年（九三六）三月四日条

〔代明親王〕中務卿君使〔内舍人藤原繁遠〕告云、右大臣採〔送醍醐寺塔心柱六枝〕其一大臣引送、其残諸王会可レ令レ引レ之。

④『李部王記』同年三月十三日条

使〔典薬允淡海常邦〕、將〔下人夫參〕余人曳〔醍醐寺塔心柱上〕先レ是、
右大臣欲レ採〔送塔一重材〕而送塔所已無採〔ママー〕五重材了、未レ採〔心柱〕
仍〔代明親王〕中務卿君達〔其状大臣〕即採〔心柱六枝〕已致大津、故今日右相公
及兵部卿・中務卿・上野・上総・常陸太守諸君会〔山科〕出〔人夫〕
人〔元良親王〕曳送レ之。大臣曳〔四柱〕、一已〔先曳〕、中務卿君共曳〔一柱〕、家使曳〔一柱〕、
余因レ患〔机〕瘡、称〔热〕障不レ能レ会耳。

⑤『李部王記』承平七年八月三日条

〔代明親王〕醍醐寺上座延賀來請云、故中務卿君薨後、無下行〔造塔事〕人上。望蒙〔處分〕將〔進止〕。答云、先皇御願、最今上所可〔知食〕也。親王等雖〔同是〕御〔甚難〕可〔進止〕。須以〔此狀〕申〔中公家〕。隨〔处分〕可〔奉仕〕。但〔親王・源氏等隨〕身所〔堪〕奉助耳。

⑥『李部王記』天暦六年十月二日条

朱雀院奉^二為太上天皇御七^ニ忌^一、設^二齋會於醍醐寺^一。上皇去年造塔功畢、以^二十月^一欲下設^二法會^一展^中供養^上。而遭^二女御慶子朝臣卒去^一、俄停^二其事^一。相次玉脉乖和、不^レ能^二遂果^一。院司尋^ニ叡旨^一、便就^ニ塔下^一修^ニ御態^一、請^ニ僧等^{〔並〕事^一皆守^ニ成規^一。但音声之設已以闕然。即安^ニ置銀阿弥陀仏像^一、塔中陳^ニ供具^一、新写金字法華經納^ニ螺鈿經櫃^一、又黑字法華經・涅槃經各一部、即依^ニ先年仰^ニ彼時所^レ写也。(下略)}

代明親王の死によつて事業に支障を來したが、⑥に見るとおり、最終的には五重塔は完成された。ただ⑤にあるように、重明親王の認識は、まずは朱雀天皇が先帝の御願を果たすべきであり、その他の皇子・皇女たちも一応は同様であるが、実際には難しいというものであった。彼はこの状況を天皇に奏上し、そこで下された判断に基づいて、自分たちの可能な範囲で事業に奉仕することとしたようである。

結局のところ、代明親王の没後、五重塔の造営は朝廷が設置した行事所の主導に切り替えられたと見られる。このことを裏付けるのが、次に掲げる史料8である。

史料8 『大間成文抄^{〔39〕}』第四、所々奏、行事所申
「天曆八」 筑前權據正六位上下道公冬樹 申、醍醐寺御塔所

〔清慎公〕

史料8は、「醍醐寺御塔所」の申請により、下道冬樹が五重塔建立に貢献したことをもつて、任官を果たしたことを示すものである。彼は朝廷が同所に派遣した人物であつたとしてよい。すなわち、この「醍醐寺御塔所」は、

朝廷によつて設置された「所」であり、この頃には太政官が造塔を主導していたと考えられるのである。⁽³⁰⁾

このように、代明親王という主導者の死によつて造営体制を変更せざるを得なかつたものの、承平元年の計画当初は、近親者が後院を紐帶としながら、醍醐天皇の意向に沿うよう、造塔が進められたのである。

以上、下醍醐の造営は、醍醐天皇の意向を受けながら、朝廷が臨時に造営機関を設置し、その造寺体制が整えられたこと、また発願者の意向を具体化するにあたり後院も重要な役割を果たしていたこと、などを論じてきた。同じく醍醐天皇の発願にかかる上醍醐の造営体制もまた、これに類するものであつた可能性はきわめて高い。

これまで醍醐寺造営の性格を考えるにあたつては、聖宝の存在がとりわけ重視されてきた感がある。たしかに、醍醐寺造営において、いわゆる「僧司」、つまり寺側の責任者であつた聖宝・觀賢・延賀の存在が重要であるのは事実である。だが、本稿で見てきたような造営体制の全体を見渡したとき、やはり発願者の存在を軽視することはできないであろう。

醍醐寺造営事業におけるこのような醍醐天皇の位置は、決して特殊なものではない。このことを確實にするために、ここでいま一度、朱雀天皇発願になる醍醐寺法華三昧堂について取り上げ、御願事業における発願者の位置を確認することにしよう。これを検討する中で、醍醐寺の特質の一端にも言及したい。

史料8は、「醍醐寺御塔所」の申請により、下道冬樹が五重塔建立に貢献したことをもつて、任官を果たしたことを示すものである。彼は朝廷が同所に派遣した人物であつたとしてよい。すなわち、この「醍醐寺御塔所」は、

(2) 醍醐寺の特質

朱雀天皇発願になる醍醐寺法華三昧堂は、像高三尺の普賢菩薩像を本尊と

する宝形造の堂であつた。⁽³²⁾『李部王記』天慶元年（九三八）十一月十三日条より、翌年の春に堂を建立すること、堂が完成するまでの間は座主房において法華三昧を勤仕すること、法華三昧料に正税などの公物を用いるという先例がないため、朱雀院の所領の地利をそれにあてることなど、堂の発願の経緯が知られる。

その後同五年には、同堂の料に近國の正税をあてるることを太政官が決定してお⁽³⁴⁾り、法華三昧料に公物をあてないという原則が変更されている。おそらく、この時に恒常的な法華三昧の勤修体制が整えられたと推測され、この頃には堂が完成していたと見てよいだろ⁽³⁵⁾う。

残念ながら、この法華三昧堂の造営組織そのものについて窺い知ることのできる史料はなく、その詳細は不詳である。だが、以下に見る『醍醐寺要書』所載の宣旨から、造営後、朱雀天皇が譲位した後も、上皇として朱雀院司を通じ、運営に関わるさまざまな指示を下していたことが知られる。以下に三つの史料を引用する。

史料9 『醍醐寺要書』⑯「湯屋釜送文」

釜壹口、納^ニ四斛。依^ニ宣旨一送遣。領^ニ納之^ニ、可^レ宛^ニ御寺湯屋料^ニ者。

天暦元年六月廿日

判官代肥後權守藤原佐忠奉

醍醐寺

件釜同日請取畢。但^レ冗所々漏之。

座主大法師定助

都維那大法師長成

上座權威儀師

寺主大法師

奉^レ仰^ニ、先帝御持仏、以^ニ先年^ニ奉^レ安^ニ置醍醐寺^ニ了。預^ニ寺主大法師長成^ニ、毎月六節并十八日、宜^レ令^レ奉^レ供^ニ香花^ニ者。

天暦二年三月廿日

座主大法師定助奉

史料11 『醍醐寺要書』⑰「被加三昧堂租料事」

奉^レ仰^ニ云、近江国運進三昧堂年料米百廿石之内、無^ニ閏月^ニ年所^レ剩廿三石四斗余、永^ニ宛^ニ用三昧堂并僧房修理及鋪設雜具等用^ニ者也。^[マダ]悉^ニ之不宣謹状。

天暦二年三月廿六日

肥後權守藤原佐忠

醍醐寺^{〔定助〕}座主

史料9に奉者として見える判官代藤原佐忠は、この半年ほど前の日付を持つ朱雀院⁽³⁷⁾下文の署名に、やはり判官代として名を連ねており、朱雀上皇の居所となっていた朱雀院の院司であったことが知られる。

ここでは、朱雀院の院司が奉者であることから、「宣旨」を発した主体は、おそらく朱雀上皇であつたと考えられる。したがつて史料9は、朱雀上皇の意向により、釜一口が湯屋の分として醍醐寺に送られ、同日に醍醐寺の三綱が受け取ったことを示すものである。

次に史料10について。これは、醍醐寺に奉安された「先帝御持仏」の扱いに関する「仰」を、座主定助が奉じたものである。『醍醐雜事記』三、三昧

わゆる一間觀音のことを指すものと考えられる。

ところで、この「仰」の主体は、醍醐天皇の御持仏の取り扱いを決める立場の者であったこと、その安置場所が朱雀天皇の御願である法華三昧堂であったこと、を考えあわせれば、朱雀上皇その人と考えるのが妥当であろう。宇多上皇の仰せをうけたまわって書かれた文書が、この史料10とほぼ同様の様式を持つものであつたことも参考になろう。⁽³⁸⁾ すなわち、史料10は、「先年、醍醐寺に安置しておいた醍醐天皇の御持仏を、大法師長成に預け、毎月六節と十八日に香花を供え奉らせよ」という朱雀上皇の仰せを、座主定助が直接奉じ、それを定助自らが書き記したものと考えられる。

史料11について。ここに奉者としてあらわれれる藤原佐忠は、史料9に見たように、朱雀院の院司であった。また、これが法華三昧堂の年料にかかるる命令であることから見ても、ここでも彼は、朱雀院の院司として朱雀上皇の仰せをうけたまわったものと考えられる。

ここに記された命令は、「近江国が納める法華三昧堂の供米百二十石のうち、閏月がない年の余剩分を、同堂および僧房の修理や雑具などの分として用いよ」というもので、法華三昧堂料の用途をこまかく定めたものである。先述のように、堂が完成した頃には、近江国が納める供米についての太政官牒が下されていたが、これはそれに付随した施行細則である。つまり、史料11は、法華三昧堂料の施行細則に関する朱雀上皇の命を、院司の佐忠がうけたまわり、座主定助にあてた奉書であると言える。

以上の史料から、朱雀上皇が醍醐寺に命を伝える場合には、家産機構である朱雀院の院司を介したり、あるいは上皇自身が直接仰せを下したりする場合があつたことが知られる。すなわち上皇は、きわめて直接的に自らの意向を寺家に及ぼしているのである。

なおここで別の視点から、史料11に注目してみたい。繰り返しになるが、これは、太政官が定めた法華三昧堂料の規定に対し、後から付加された施行細則であり、朱雀上皇の意思が、太政官機構を通さず、院序を介して直接寺家に伝えられたものであった。

実はこれと同じく、朝廷の決定事項に追加された施行細則が、太政官を経ず、直接対象に下達された事例が、これまで検討してきた史料の中に、もう一例見られた。史料6の醍醐寺の供米に関する宣旨が、それに該当する。これは、先にも述べたように、太政官機構を経て定められた同寺の供米に関して、後に醍醐天皇の意向を受けて追加された施行細則であった。この時、醍醐天皇は、太政官機構を経ずに自らの家産機構である後院の院司を介して、直接醍醐寺に命を下していた。すなわち、史料6・11はいずれも、太政官の決定事項にかかるる事柄について、天皇や上皇が、太政官機構を介さず直接対象に命令を下していたものである。すなわちこれは、天皇や上皇が、太政官機構の枠外で自らの権限を行使した事例であると言える。

醍醐天皇が発願して建立した、この醍醐寺は、太政官機構が造営機関を設置し、また運営費に近国の正税をあてるることを定めたことからも明らかよう。基本的には「公家」の寺として建立されたものであった。だが一方で、今見てきたように、天皇は太政官機構を離れて自らの家産機関である後院を介して、直接寺に命令を下すこともあった。つまり醍醐寺は、天皇個人により密着した寺という側面をも持ち合させていたことになる。

すなわち、天皇が「公家」としても、また個人としても関与しながら造営した寺が醍醐寺であり、「公家」の寺、また天皇個人の寺という二つの性格をあわせ持っていたところに、まさにこの頃の御願寺の特質が存すると考えられる。

以上、下醍醐伽藍の再検討を通じ、醍醐寺、ひいては平安前期における御願寺造営の具体像を明らかにしようと試みてきた。ここで、再度整理をしておこう。醍醐寺の造営には、朝廷により僧俗の司が設けられ、その下に技術者が動員される臨時の造営体制がとられており、そこには天皇の家産機構である後院の関与も認められた。朝廷設置の機関と天皇の家産機構との双方が関与していることから理解されるように、醍醐寺は、「公家」の寺であると同時に、天皇個人により密着した寺という、二つの側面をあわせ持つものであることが指摘できた。

平安前期の御願寺を中心とした造寺・造仏については、寺院側の史料が多く残存し、そこに造営にかかわる僧の姿があらわれることから、これまで寺院内部にばかり注意が集まっていたかのように思われる。だが、本稿で明らかにした造寺体制全体を踏まえるならば、造営・造寺に際しては、まずは朝廷の設置した諸機関を通じて発願者と朝廷の構想、意図、願望は、実現されていたと考えるのが妥当であり、発願者と朝廷の存在に注意を十分に向ける必要がある。すなわち、当時の造寺・造仏をめぐる全体的な構図の中で、聖宝などに代表される寺院側の造営責任者や発願者の位置を考えしていく必要があるのである。

このような観点に立ち、次章では、本稿が掲げた課題、すなわち、上醍醐の伽藍構想の考察へと歩を進めよう。

なお本節の締めくくりとして、本節で明らかにしたこととともに、平安前期彫刻史の展望を述べて筆をおくこととする。

水野敬三郎氏は、九世紀の代表的な作品を論じられた際、造営組織の問題に関連する重要な指摘をしておられる。⁽³⁹⁾ すなわち、九世紀の代表的な作品である觀心寺如意輪觀音像、神護寺五大虚空藏菩薩像、そしてそれらとは異なる

つて密教の尊格ではない広隆寺阿弥陀如来像の作風が類似することから、それらを造像した作者はいずれも朝廷関係の造像を行った官営工房の工人であるという、きわめて重要な指摘をなされたのである。

その後再び、根立研介氏が、いわゆる乾漆併用系木彫像が、いずれも天皇、太上天皇や三后の発願にかかることから、造像に律令官司が関与したであると述べられている。⁽⁴⁰⁾

たしかに、九世紀の乾漆を併用した木彫像の多くは、空海の弟子らが関与して造像されたことが知られる。だが、この現存遺品の偏在性によって、彫刻史の枠組みが、従来、思いのほか宗派という枠組みに縛られてきたのではないだろうか。

しかしながら、本章で明らかにしたように、平安前期の御願寺造営は、なにより官営の組織が領導するものであった。ここで浮き彫りになつた造営組織のありようを視野に入れるならば、平安前期彫刻史の理解は、大きく変わるべき性がある。僧名仏師の帰属の問題や個々の作品の作品論なども含め、残された問題は多いが、新しい視点からの研究が今なお開かれていくようと思われる。(以下、続く)

註

- (1) 拙稿「醍醐寺薬師三尊像と平安前期の造寺組織（上）」（『美術研究』三九二、二〇〇七年九月）。
- (2) 下醍醐伽藍の造営については、以下のような先学による研究の蓄積がある。福山敏男「下醍醐の伽藍と三宝院の建築」（『仏教芸術』四一、一九六〇年四月、のち『福山敏男著作集』三、寺院建築の研究 下）中央公論美術出版、一九八三年所収）、高田修「五重塔の沿革」（同氏編『醍醐寺五重塔の壁画』吉川弘文館、一九五九年）、清水善三「平安時代における工人組織の変遷（中）—僧名仏師の多様化（一）」（『佛教芸術』一三五、一九八一年三月、のち同『平安彫刻史の研究』中央公論美術

出版、一九九六年所収)、津田徹英「醍醐寺靈宝館所在 五大明王像考」(『仏教芸術』二五五、二〇〇一年三月)。根立研介「序論 中世仏師研究序説」・「附論 十世紀前半頃の仏師動向」(同『日本中世の仏師と社会』塙書房、二〇〇六年)。本稿ではこの他に、竹内理三「寺院に於ける莊園經濟の研究—醍醐寺の研究—」(『竹内理三著作集 第三卷 寺領莊園の研究』角川書店、一九九九年、初出は一九三五年)も参照した。

(3) 『李部王記』承平元年十一月五日条(『史料纂集』続群書類從完成会、一九七四年)。以下、「李部王記」は同書による。

(4) 『醍醐寺要書』(宮内庁書陵部所蔵「五〇六一四四」)。以下、「醍醐寺要書」は、同本を底本にした)所載の②僧綱牒「東院為御願寺宣旨」および⑤太政官牒「同寺置三僧宣旨」。なお、項目名およびそれに付した番号は、「醍醐寺要書」上の冒頭の目次によるものである。

(5) 『群書類從』卷八十。以下、「新儀式」は同書による。

(6) 大江篤「天暦期の御願寺—『新儀式』の記載のもつ意味」(関西学院大学人文学会『人文論究』三五一四、一九八六年一月)。その他、御願寺の造営については、所京子「円融寺の成立過程」(『史窓』二五、一九六七年四月、のち同『平安朝所・後院・俗別当』の研究)勉誠出版、二〇〇四年所収)、西口順子「平安時代初期寺院の考察—御願寺を中心に」(『史窓』二八、一九七〇年三月、のち同『平安時代の寺院と民衆』法藏館、一二〇〇四年所収)を参照した。

(7) 橋本義彦「後院について」(『日本歴史』二二七、一九六六年六月、のち同『平安貴族社会の研究』吉川弘文館、一九七五年所収)。その他、後院についての論考に、所京子「平安前期の冷然院と朱雀院—『御院』から『後院』へ」(『史窓』二八、一九七〇年三月、のち同氏前掲書所収)、春名宏昭「『院』について—平安期天皇・太上天皇の私有財産形成」(『日本歴史』五三八、一九九三年三月)、山本崇「淳和院考—平安前期の院について」(『立命館史学』二〇、一九九九年十一月)、吉川真司「院宮王臣象」(『日本の時代史5 平安京』吉川弘文館、二〇〇二年)、岡村幸子「平安前・中期における後院—天皇の私有・累代財産に関する一考察」(『史学雑誌』一二二一一、二〇〇三年一月)、古尾谷知浩「平安初期における天皇家産機構の土地集積」(笠山晴生編『日本律令制の展開』吉川弘文館、二〇〇三年、のち古尾谷氏「律令国家と天皇家産機構」塙書房、二〇〇六年所収)がある。

(8) 註2の根立氏前掲両論文。

(9) 早川庄八「宣旨試論」(岩波書店、一九九〇年)。なお、近年日本史学の分野では、「宣旨」に関する理解が飛躍的に進んでおり、本稿も早川氏の著作に学ぶところがある。

大きかった。

(10) 梅澤畠希子「中世醍醐寺の造営組織と工匠」(『日本女子大学大学院文学研究科紀要』七、二〇〇一年三月)。なお、大工の意味については、岡藤良敬「造寺司大工について」(『長崎造船大學研究報告』七、一九六六年九月)他を参照した。

(11) 新訂増補国史大系本。

(12) 『李部王記』承平元年九月二十四日条には、「行事所」が、醍醐天皇一周忌の法会の本尊である阿弥陀三尊像を釈迦堂本尊前の壇上に安置したこと、また幡を造らせていたことが記されている。この阿弥陀三尊像が釈迦堂に奉安された、九月二十四日の翌日の二十五日に、「奉造醍醐寺御仏行事所」に奉仕した檜前貞則の勤務日数の報告が行われている。このことは、おそらく同所が阿弥陀三尊像の制作に携わったことを示すものであろう。ただし、『李部王記』に見える「行事所」と「奉造醍醐寺御仏行事所」とが、同一の行事所かどうかは不明である。

なお、「醍醐寺要書」②「御寺仏注文」、「扶桑略記」および「醍醐寺要書」下に引く「醍醐天皇日記」などにより、延長四年十二月二十八日に、釈迦堂の本尊である釈迦三尊像および四天王像の開眼供養が行われたことが知られる。この「御寺仏注文」には、釈迦三尊像の制作者として、それぞれ「頭化師僧典惠」「僧時仁」「沙弥蓮与」の名が注記されており、これまでも僧名仏師があらわれる初期の史料として、清水善三、津田徹英、根立研介の各氏が論じておられる(いずれも註2の前掲論文)。

ただし、各氏が想定されるように、醍醐寺内に東大寺の造寺所のような常置の營繕機関が設置されており、またこれらの僧名仏師がそこに所属していたかどうかについては、可能性がないと言い切れないものの、これらの史料のみでは確定することはできないと思われる。ここから確実に言えることは、これらの僧名仏師は、朝廷の設置した醍醐寺造営の組織に動員され、そこで造仏を行つたということのみである。

(13) 『貞信公記』同日条(『大日本古記録』岩波書店、一九五六年)。以下、「貞信公記」は同書による。

(14) 註1の拙稿。

(15) 「醍醐寺要書」下、三綱。なお、「密教師資付法次第」「東寺觀智院聖教二五二箱二号」の権倣正觀賢受法弟子七十三人の中に「大法師延賀 下醍醐大日院房」と見え、延賀は觀賢の弟子であったことが知られる(本史料については註2の津田氏前掲論文を参照のこと)。なお、本史料については、津田氏より便宜を賜つた)。

(16) 『李部王記』同日条。この他、延賀の姿は、『李部王記』延長八年十一月十五日

条・同承平元年四月二十日条・同年九月二十九日条・同年九月三十日条・同年十一月五日条・同年十二月八日条・同承平七年八月三日条などに見られる。

(17) 『醍醐雜事記』(中島俊司校訂、醍醐寺、一九三一年)卷第三、最初官符より、醍醐寺の俗別当は、延長七年十一月二十九日に藤原清貫が任じられていることが知られ、これが醍醐寺俗別当の初例である可能性が高い。以下、『醍醐雜事記』は同書による。

(18) 佐藤全敏「所々別当制の特質」(『史学雑誌』一〇六一四、一九九七年四月)。

(19) 『貞信公記』天慶三年五月十四日条。この日、源公忠を朱雀院別当に還補しており、これより以前にも、彼が朱雀院別当の任にあつたことが知られる。

(20) 目崎徳衛氏は、延長七年頃、すでに朱雀院が、宇多上皇から醍醐天皇に譲られたことを推測している(『宇多上皇の院と国政』同『貴族社会と古典文化』吉川弘文館、一九九五年、初出は一九六九年)。また、竹田紀衣氏も、この目崎氏による説によりながら、宇多上皇の居所を丹念に追われ、延長七年当時、朱雀院が醍醐天皇の所有に帰していたと結論付けられている(『宇多院宣旨について』奈良史学一九、二〇〇一年十二月)。すなわち、別当・藏人が置かれている朱雀院は、

当時、醍醐天皇の所有に帰していたと見てよい。朱雀院に依然宇多上皇が居住しており、この命も宇多のものとする山本崇氏(『宇多院宣旨の歴史的前提』『古文書研究』四八、一九九八年十月)、岡野浩二氏(『九・十世紀の官宣旨』『日本史研究』三八七、一九九四年十月)の説は当たらない。

(21) 『新儀式』第四、後院事

(22) 史料6の宣旨と『醍醐寺要書』④「仏供燈油宣旨」の内容が関連するものである預二人、用三分已上者。或五位在其中。序藏人三人。品者一分或有レ詔停之。

(23) 岡野浩二氏は、この別当を俗別当もしくは公文所の別当とされるが(註20の同氏前掲論文)、いずれも當たらぬと思われる。前者については、俗別当の配下には「預」という職が置かることはないこと、醍醐寺の俗別当は、延長七年十一月二十九日に任じられた藤原清貫が初見であること、(註17参照)、これがそのまま寺俗別当の初例である可能性が高いこと、の二点より退けられる。後者については、史料4に見える「預」を『醍醐寺要書』⑪「貞信公封戸寄文」に見える公文所の「預」に引きつけて考えておられるようであるが、公文所以外にも「預」を設置する機関は多く、史料4と公文所とを結びつける必然性はない。むしろ、別当と預の並置、公忠の存在に注目すべきである。

(24) 岡野浩二氏は、この別当を作物所の別当とし、下級職員の藏人に命を下したものと解釈されている(註20の同氏前掲論文)。しかしながら、作物所に藏人という職員は存在しないため、これを作物所と見なすことはできない。作物所の職員構成については、註18の佐藤氏前掲論文を参照のこと。

(25) 註21を参照のこと。

(26) 註2の高田氏前掲論文。

(27) 註7の橋本氏、岡村氏前掲論文、および吉江崇「准御斎会「成立」の歴史的位置—国家儀礼の再編と律令天皇制—」(『日本史研究』四六八、一〇〇一年八月)。

(28) 『貞信公記』天慶九年三月六日条によると、譲位に先立ち、朱雀天皇が関白藤原忠平に「朱雀院御处分事」を諮詢した際、忠平は「見前例、院別当并御後源氏・中宮大夫等定行也」と回答している。これにより、当時後院であった朱雀院の「处分」の事については、朱雀院別当、醍醐天皇の皇子・皇女、そして中宮大夫が行うべきであるという認識があつたことが知られる。註7の岡村氏前掲論文を参照のこと。

(29) 吉田早苗校訂『大間成文抄』上巻(吉川弘文館、一九九三年)。

(30) なお、④『李部王記』承平六年三月十三日条より、承平六年当時も醍醐寺に「造塔所」が設置されていたことが知られるが、これは代明親王の生前のことであり、この時の「造塔所」は後院が設置したものであつた可能性が高い。

(31) 『李部王記』承平元年六月二十四日条によれば、醍醐天皇は臨終時に醍醐寺の供

米や年分度者について遺言を残したが、実際にこれらの遺言は実現されている(『醍醐寺要書』④および⑩参照)。

(32) 註7の古尾谷氏前掲論文参照。

(33) 註7の古尾谷氏前掲論文参照。

(34) 『醍醐寺要書』⑯「三昧堂法華三昧堂年料定文」。

(35) 『醍醐寺要書』⑯「同堂法華三昧堂年料定文」によれば、天慶五年八月十四

日、醍醐寺俗別当であった小野好古が、法華三昧を勤仕する僧侶の日供などの内訳を定めており、やはりこの頃に恒常的に法華三昧が修される体制があらためて整えられたことを示している。

(36) 『日本紀略』第三、天慶三年三月是月条(新訂増補国史大系本)には、清涼殿の材木を運んで醍醐寺法華三昧堂を建立したとの記事が見え、また『貞信公記』天慶元年(九四七)十二月二十七日条には、清涼殿を壊して醍醐寺に運んだとあり、これらの記事は、醍醐寺における同じ堂宇の建立について伝えていと見なされる。ただ、この『日本紀略』にある法華三昧堂は、本稿で取り上げている朱雀天皇御

願の法華三昧堂とは異なるものであると考えられる。なぜなら、朱雀上皇が封戸を施入した際の文書である、天慶九年（九四六）十二月十一日付けの朱雀院下文（醍醐寺要書）^⑯「朱雀院封戸寄文」の文中に「新建法華三昧堂於寺中」と見え、朱雀天皇御願の三昧堂は、天慶九年十一月十一日には完成していたと推測されるからである。また、「醍醐雜事記」には、これとは別の三昧堂についても記されており、「日本紀略」に記載される法華三昧堂に相当する可能性もあるが、不詳である。なお、福山氏、高田氏も、朱雀天皇御願の法華三昧堂と「日本紀略」に記載される三昧堂とは、別の堂と見ておられる（註2の両氏前掲論文）。

〔37〕『醍醐寺要書』^⑯「朱雀院封戸寄文」。

〔38〕竹田紀衣氏は、註20の同氏前掲論文の中で、平安前期の太上天皇が持つ権力のありようを検討された際、宇多上皇の意思を奉じて書かれた文書、すなわち「宇多院宣旨」と院政期の院宣の文書様式を比較された。この「宇多院宣旨」には、院宣の定型句「被院宣云」ではなく、「奉仰云」との書き出しで仰せの主体が明瞭ではないこと、院宣に見る「仍執達如件」などの伝達文言がないこと、年紀が記されていることなどの特徴があるとされる。

〔39〕水野敬三郎『岩波ジュニア新書89 奈良・京都の古寺めぐり 仏像の見かた』〔11〕神護寺五大虚空蔵菩薩像と広隆寺講堂阿弥陀如来像』（岩波書店、一九八五年）。
〔40〕註2の根立氏前掲両論文。